

所得税法第 56 条って？▶ 戦前の家父長制のなごり

中小自営業や農業は家族の労働で支えられていますが、家族への給与は経費として認められません。明治 20 (1887) 年に導入され、その後の改正でも維持されてきた所得税法第 56 条で“事業主の配偶者や親族への給与は必要経費としない”と定められているからです。家族従業員の働き分 (自家労賃) は事業主の所得に合算され、配偶者は 86 万円、親族は 50 万円が控除されるだけ。家父長制のなごりが、まだこんなところにあるのです。家族従業員の多くは女性であり、第 56 条の廃止は、ジェンダー平等、女性の地位向上につながります。

これは人権問題です▶ 実際にさまざまな差別が

所得税法第 56 条は、労働に対する報酬を認めない差別規定で、憲法 14 条・法の下での平等、24 条・両性の平等、27 条・労働の権利などに違反しています。実際に、家族従業員は所得証明が得られないため、社会保障は劣悪、保育所申し込みなどでも不利益を受けています。

国内外から見直しの声▶ 1 日もはやく第 56 条の廃止を

家族従業員への給与を経費と認めるのは世界の流れです。女性差別撤廃委員会は 2024 年「女性の経済的自立を促進するため、所得税法第 56 条を改正し、女性の家族企業での就労を認める」ことを日本政府に勧告しました。この間の男女共同参画基本計画も「女性が家族従業員として果たしている役割に鑑み・・・税制等の各種制度の在り方を検討する」としています。第 56 条の廃止を求める意見書は、全国 583 自治体 (2025 年 10 月) で採択されています。

人間らしく
生きたいから
私の働き分を
みとめて！



婦団連は多くの個人・団体のご協力をいただき、全国から寄せられた請願署名を毎年国会に提出してきました。女性差別をなくし、ジェンダー平等を実現するために、“ジェンダー 4 署名”のとりくみをすすめてみましょう。
通常国会提出に向けた第 1 次集約 4 月 10 日 (金) 第 2 次集約 5 月 8 日 (金)

2026 年 1 月

日本婦人団体連合会 (婦団連) 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303

TEL03-3401-6147 FAX03-5474-5585 E-mail:womens@fudanren.jp

憲法と女性差別撤廃条約にもとづくジェンダー平等を求めて

《ジェンダー 4 署名》の推進を

婦団連は「ジェンダー 4 署名」を毎年国会に提出しています。2024 年 10 月には、日本の女性差別撤廃条約の実施状況の第 9 回報告が国連の女性差別撤廃委員会で審議され、4 署名で掲げている内容についても勧告がだされました。「4 つの請願項目の実現を！」と、運動を強めましょう。

署名 1 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准

署名 2 選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正

署名 3 日本軍「慰安婦」問題の解決

署名 4 所得税法第 56 条の廃止

署名 1

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准

女性差別撤廃条約って？▶ 世界の女性の憲法です

1979 年に国連で採択された、女性の権利全般に関する国際規定で、法的拘束力があり“世界の女性の憲法”ともいわれます。日本は 1985 年に批准しました。「個人、団体、企業」による「法律上の差別」も「事実上の差別」もなくすことを求めています。さらに、母性保護を目的とする特別措置や、「事実上の平等」促進のための一時的な優遇措置 (暫定的特別措置) を認めています。

条約を確実に実施するために▶ 国の報告書を委員会が審議

条約を批准した国は、条約の実施状況を定期的に国連に報告します。23 人の専門家による女性差別撤廃委員会が報告書を審議し、条約実施をすすめるための具体的な勧告をおこないます。各国 NGO は、レポート提出、審議の傍聴、ロビー活動ができます。

選択議定書って？▶ 女性の権利を国際基準に

条約に新しい制度を追加するもので、締約国は改めて批准する必要があります。女性差別撤廃条約の選択議定書の内容は、人権侵害を受けた個人やグループが委員会に直接申し立てできる“個人通報制度”と、委員会による“調査制度”です。委員会は申し立てを検討して「見解」を発表します。

選択議定書は現在 116 カ国が批准していますが、日本政府はずっと「検討中」です。批准を求める請願は参議院でこれまで 20 回も採択されています。選択議定書の批准を求める意見書は全国の 400 地方議会 (2025 年 12 月) で採択されています。



選択的夫婦別姓って？→ 同姓も別姓も選べます

夫婦別姓が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる—その多くは女性です。法による夫婦同姓の強制（こんな国は日本だけ）は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

2015 年、2021 年の最高裁は夫婦同姓の強制を合憲としましたが、制度のあり方は国民の判断に委ねるべきとしています。政府のすすめる「旧姓の通称使用の法制化」では根本解決にならないばかりか、かえって社会に混乱をもたらす恐れがあります。同姓も別姓も自由に選べる「選択的夫婦別姓制度」を実現すべきです。

女性の再婚禁止期間ようやく廃止！→ すべての差別規定をなくそう

民法には、子どもの生まれた時期によって父親を推定する「嫡出の推定」規定があります。父親の推定が二重にならないためとして、離婚後の女性には 100 日間の再婚禁止期間がありましたが、民法が改正され、離婚後 300 日以内でも、他の男性との再婚後に生まれた子は“例外的”に現夫の子とみなされることとなり、再婚禁止期間は廃止されました。しかし、法律上の再婚をしない・できない場合には前夫の子と推定される「嫡出の推定」規定は残っています。「嫡出子」は差別用語です。出生届に「嫡出子」「嫡出でない子」の記載を義務づけている戸籍法を改正し、すべての差別規定をなくしましょう。

国内外のうごき

国連女性差別撤廃委員会、国際自由権規約委員会、子どもの権利委員会、人権理事会は、選択的夫婦別姓の導入をはじめ、民法や戸籍法を改正して差別的規定をなくすことを日本政府に繰り返し勧告してきました。女性差別撤廃委員会における日本の女性差別撤廃条約実施状況の第 9 回報告審議が 2024 年 10 月に行われ、再度勧告されました。

2024 年 3 月、選択的夫婦別姓制度を求める第 3 次訴訟がおこされました。経団連も、選択的夫婦別姓制度の導入を政府に求めています。世論と運動の高まりの中、第 217 回国会では、28 年ぶりに選択的夫婦別姓制度導入のための民法改正法案が審議入りしました。国連女性差別撤廃委員会の勧告を踏まえ、直ちに選択的夫婦別姓制度を導入すべきです。

ところが、高市自維政権は、国会に、「旧姓の通称使用の法制化」法案を提案しようとしています。「旧姓の通称使用の法制化」では、根本的な解決にならないばかりか、社会に混乱をもたらす恐れがあります。個人の尊厳を守るために、選択的夫婦別姓の導入こそが求められています。

日本軍「慰安婦」問題って？→ 日本軍による女性の人権侵害

日本軍「慰安婦」とは、第 2 次世界大戦中、国内や朝鮮、中国、フィリピン、インドネシアなど日本の占領地で強制的に日本軍兵士の性処理の道具とされた女性のことで、国際社会では「性奴隷」と呼ばれます。「慰安婦」問題は、戦時下の人権を侵害され、今も名誉が回復されていない女性の人権問題として、日本が解決を迫られている問題です。高齢化する被害者の「生きている間に解決を」という悲痛な訴えは、日々切実さを増しています。

政府は「解決済み」といいますが→ 国際的には「未解決」

政府は、日韓請求権協定により「慰安婦」問題は「法的に解決済み」と主張しています。しかし「慰安婦」への加害は戦後補償の対象ではなく、被害者が納得できるような法に基づく公式謝罪や賠償もされていません。1993 年の「河野官房長官談話」では「軍の関与のもとに多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた」として「お詫びと反省」を表明したのですが、自公政権は「河野談話」を空文化し、国際社会から批判されてきました。2015 年 12 月の「日韓合意」で「最終的・不可逆的に解決」といいますが、被害者の意見は聞いていません。女性差別撤廃委員会などの国際機関は、「問題は未解決」として、被害者への救済と被害回復措置を強く勧告しています。

被害者の納得できる解決とは→ 事実認定、公式謝罪、再発防止

被害女性への重大な人権侵害の事実を認め、「慰安婦制度」の強制性を否定する発言や報道には明確に反駁すること、被害者が納得できる形での公式謝罪、国家賠償などにより、被害者の人権回復を行うこと、再発防止のため、教科書への記述を復活して次世代への正しい歴史教育を行うことが必要です。

国連女性差別撤廃委員会から日本政府への勧告要旨
(2024 年 10 月)

- ① 国際法における「戦争犯罪と人道に対する犯罪には期限がないという原則」を確認した決議 1158(XLI)を経済社会理事会が採択したという事実、締約国の注意を喚起する。
- ② 前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ 29) を想起し、「慰安婦」に関する国際人権法上の義務を効果的に履行する努力を拡大・強化して、被害者／サバイバーの権利への包括的な対処がなされるよう確保すること。
- ③ 「慰安婦」を含む女性たちの生きた歴史的な体験を教科書に適切に反映させること。

